



2020年5月8日

各 位

会 社 名 明 星 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 大 谷 壽 輝  
(コード番号1976 東証第1部)  
問 合 せ 先 財 務 部 長 有 賀 健  
(TEL 06-6447-0275)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月25日開催予定の第78回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

株主総会および取締役会の運営に関し、経営体制に応じた柔軟な対応を可能とするため、招集権者および議長に関する規定について所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2020年6月25日
定款変更の効力発生予定日	2020年6月25日

以 上

(別 紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 14 条 (条文省略) (招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に <u>より取締役社長</u> が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 16 条～第 22 条 (条文省略) (取締役会)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 23 条 第 3 項～第 31 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 14 条 (現行どおり) (招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に <u>基づき、取締役会であらかじめ定めた代表取締役</u> が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 16 条～第 22 条 (現行どおり) (取締役会)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u> が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 23 条 第 3 項～第 31 条 (現行どおり)</p>